

橿原市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年2月28日

橿原市監査委員	久保田幸治
橿原市監査委員	山口宣恭
橿原市監査委員	竹田のぶや

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象団体

橿原市新沢地区公民館指定管理者 新沢地区自治委員会

2 対象事務

令和2年度公の施設（上記地区公民館）の指定管理に係る出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和3年11月30日から令和4年2月25日まで

第3 監査の着眼点

監査対象とした公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が当該施設の設置目的に則し適切に行われているか。

第4 監査の実施内容

令和2年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、橿原市新沢地区公民館の指定管理者である新沢地区自治委員会及び市所管課である生涯学習部社会教育課から必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等について事務局職員による点検及び確認を行った。その後の急速な新型コロナウイルス感染拡大傾向に鑑み、対面による関係人への事情聴取は行わず、書面確認により監査を実施した。

第5 監査の結果

1 施設の概要

檀原市新沢地区公民館	檀原市川西町611番地
建築構造	鉄筋コンクリート造2階建て
敷地面積	1,298㎡
延床面積	624.95㎡

檀原市新沢地区公民館は、他の檀原市内10か所の地区公民館とともに檀原市地区公民館条例において、「地域住民が、文化活動及びレクリエーション活動等の各種の事業を活発に行い、地域住民相互の交流活動を推進し、もって市民の教養の向上及び社会教育の振興並びに社会福祉の増進に貢献することを目的として、地区公民館を設置する。」と規定されている公の施設である。

当該施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、公の施設の目的に照らし、その有効活用を図るため地域の団体を活用することが効果的であると認められるため、地元自治委員会である新沢地区自治委員会が指定管理者として管理運営を行っており、地域住民の活動の場としての役割を果たしている。

2 指定期間及び委託料

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
2,293,000円（令和2年度分）

3 結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、令和2年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項はなかった。